

次に、排出方法についてお知らせします。方法としては2種類あります。

【事業系ごみなどの排出方法】

I. 事業者が自らアックス・グリーンへ運搬する

この場合、役場住民福祉課で発行する「ごみ搬入確認証」が必要です。来庁した際、①氏名、②住所、③連絡先、④運搬車両の種類と番号、⑤搬入する日（予定日）、⑥ごみの種類を確認させていただきます。

また、処理手数料として1kgあたり10円の料金が発生します。

II. アックス・グリーンへ排出せず、産業廃棄物として処理業者へ依頼する

この場合、業者選定は事業者が行うことになります。

ここまでが「漁業系ごみ」についての出し方になりますが、それ以外の事業系ごみについて、書類・生ごみなどを除くほとんどが産業廃棄物のため、搬入禁止物となります。

現在は、村内ごみ集積所に出されているので、集積所には出さないようにお願いします。

そのほかご不明な点がありましたら、担当までご連絡ください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまります

《保育料の無償化》

- ◆3歳児から5歳児までの保育料が無償に
- ◆住民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償に

3歳児以上	年度の4月1日現在年齢が3歳以上の子どもが対象です。 年度途中で3歳の誕生日を向かえる場合、翌年度から無償化の対象になります。
住民税非課税世帯の3歳未満の入所児童	年度の4月1日現在年齢が0～2歳の入所児童の場合、住民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）のみが無償化の対象です。

住民税非課税世帯ではない3歳未満のお子さんの保育料は？

現行どおり、保護者の住民税所得割額に応じた保育料を負担していただきます。保育料算定において、多子軽減（第2子は半額、第3子以降は無償）は、10月以降も継続します。

《給食費について》

現在、3歳以上児の給食費は保護者負担とし、主食（ご飯）は持参、副食（おかず、おやつなど）は保育料の一部として納付していただいています。3歳未満児は保育料の中に主食費、副食費が含まれています。

令和元年10月以降も保護者負担であることは変わりありませんが、次の点が変更となります。

- 主食費と副食費を保育所が徴収します。
- 住民税非課税世帯ではない3歳未満児の保育料には、今までどおり給食費が含まれます。
- 一定の所得階層未満の世帯などの副食費は、免除されます。（年収360万円未満相当）

副食費の免除対象者：年収360万円未満相当の世帯、および第3子以降

給食費用：国の目安として副食費4,500円、主食費3,500円とされていますが、施設によって給食費に差がありますのでご注意ください。

【お問合せ】 住民福祉課 福祉・健康推進係 担当：和田